

「森林環境税（仮称）」の導入を求める要望意見書

北海道の森林面積は 554 万 h a あり、北海道の総面積の 71%に当たり、日本の森林面積の 22%を占める広さを有しております。

森林は、再生可能で環境負荷の少ない木材などの林産物を供給すると共に、水資源のかんよう機能、洪水や土砂災害などを防止する機能を持ち、その自然環境の多様さは様々な生物の生育地であり、人々の保健休養の場でもあります。また、最近では二酸化炭素吸収による地球温暖化防止の役割が国際的にも重要視されております。

しかし、高齢化や過疎など林業を取り巻く環境の悪化や違法伐採など、山林の荒廃が深刻化しており、森林の維持・回復など森林整備が喫緊の課題となっております。また、地球温暖化問題に関連すると思われる猛暑や渇水、更に集中豪雨などの異常気象の顕在化などに対する森林整備の重要性がクローズアップされてきております。

そのため、国に頼るばかりではなく、地方自治体が森林整備事業を行い、その恩恵を受ける住民に費用負担を幅広く求める法定外目的税として徴収する「森林環境税（仮称）」が必要となってきております。既に、導入している県が高知県かはじめ 25 県あり、検討中の県が 18 県ほどあります。「森林環境税」の導入により、森林の整備は勿論のこと、森林の大切さを認識し、森林を守り育てる意識を高める効果も期待できます。

また、環境問題が大きなテーマとなる洞爺湖サミットが開催される北海道として、地球環境を守る行動が切望されているところでもあります。

以上の趣旨により、本市議会は「森林環境税」の導入を強く求めるが、住民の負担を軽減し次の要望をするものであります。

記

1. 「森林環境税」を早期に導入し、森林の整備や保全等の促進を図ること。
2. 「森林環境税」の一定割合を、市町村交付金とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月14日

名 寄 市 議 会